

笛吹市の概要

本市は、明治時代に、百近い村から構成され、その後、明治・昭和・平成の大合併など幾多の姿遷を経て、平成16年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町、境川村の5町1村が合併し、笛吹市が誕生した。さらに、平成18年8月1日に芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となった。

消防本部の管轄面積は201.92km²、管内人口は平成25年4月1日現在、71,724人である。

首都東京から100km圏、甲府盆地の東寄りに位置し、“桃・ぶどう日本一の郷”、石和・春日居温泉郷を擁する樹園都市、観光都市として知られている。

地勢的には、笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に、南に広がる丘陵地、北側の秩父山系から連なる大蔵経寺山や兜山、南側の御坂山地に囲まれた盆地地形で、市街地や集落地が形成され、それを取り囲むように果樹地帯が山麓まで広がっている。

本市は、温泉街や桃・ぶどうなどの果樹園に囲まれた美しい樹園景観をはじめ、豊かな自然、貴重な植物群落、古代の遺跡群や社寺、鎌倉街道や若彦路等の古道、文学碑、古民家や特徴のある農村景観、甲府盆地を一望する優れた眺望などの豊かな景観に恵まれ、温泉施設、大規模な公園、登山やハイキングコース、博物館、ワイナリーなどの観光レクリエーション施設も数多く分布している。

消防本部の概要

当消防本部は、5町3村で構成する一部事務組合として昭和46年に発足し、消防業務を開始した。平成の大合併に伴い、現在の笛吹市となった平成18年8月1日より単独消防本部となった。

現在、1本部2課、1署3出張所体制で、職員定数は85名で組織されている。

当本部の予防体制は、本部予防課5名（予防課長、予防担当2名、危険物担当2名）が、消防同意、消防用設備等検査、自衛消防隊訓練指導、危険物許認可、各種規定による届出事務、立入検査等を行

笛吹市消防本部予防課 田草幹彦

繰り返し違反対象物への 吏員命令事例

行っている。

署は3交代制で、それぞれに予防担当を2名ずつ配置し、立入検査、住宅防火指導、火災調査等を行っている。

今回は、避難経路に物品存置を繰り返した物品販売店舗に対して、消防法第5条の3による命令を発動した事例について紹介する。

違反対象物の概要

- RC一部S造(耐火) 地上4階 地下1階
- 延べ面積 5,744.8m²
- 令別表第一(4)項 物品販売店舗
- 休業中であつた建物を現占有者が増築及び改装して、平成15年から使用開始
- 消防用設備等
消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯





違反状況の推移

平成22年12月16日に、事前通告をした上で年末特別査察を実施した。軽微な違反事項は認められるものの、すぐに改善できる内容であり、その旨を記した立入検査結果通知書を平成22年12月27日に手交で交付するため、再度当該物品販売店舗へ出向いた。

事務所が3階にあるため、行きはエレベーターを使用した。交付後は階段にて戻ろうとしたところ、階段室に立入検査時にはなかった多量の物品存置を認めた。

この物品販売店舗は、従業員が交代制で20名ほど勤務しているが、正社員は常時1名しかおらず、その他はすべてパートまたはアルバイト社員である。このため、立入検査結果通知書も、その時に勤務している正社員に交付したのだが、すぐに勤務に戻ってしまったため、物品存置について

認めたものの、その場で話をすることができなかった。このため、今後の指導資料とすることとして、現場の写真撮影のみ行った。

知識と現実の狭間

本来であれば、人ひとり通れない物品存置を認めた時点で吏員命令の発動となるところである。しかし、言い古された表現ではあるが、知識だけがあっても経験のなさから踏み切れない現実があったことは否めない。地方の小規模消防本部においては、命令どころか警告の経験もない職員が多数であり、違反処理と聞くだけで難しいことと感じる職員も少なくない。

しかし、人の命の重さに地域差があってはならず、やるべきことがはっきりしているにもかかわらず、行動を起こせないでいる自分自身に苛立たしさを覚えた。

❌ 違反是正



当初の違反事実の確認(平成22年12月11日)

そんな折、消防大学校予防科へ入校する機会を得た。入校するまでは、初任科教育時の寮生活が思い出され、何とも言えない不安が湧き出てきたが、いざ入校してみると、その不安も何処かへ消え去り、また47人の素晴らしい仲間と担当教官に恵まれ、充実した2カ月間を過ごすことができたと同時に、その仲間と教官に恵まれたからこそ、経験不足を補えるような知識の習得ができたことに感謝している。この出会いは、これからの消防人生においても、「宝」となっていくに違いない。

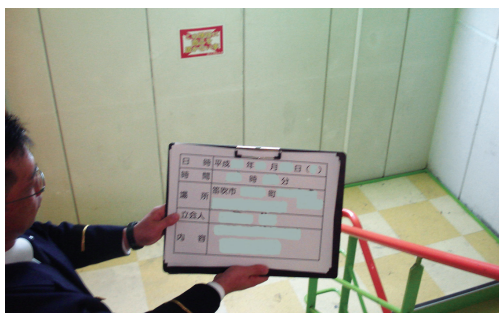
違反は繰り返される

消防大学校も無事卒業し、また日々の業務にいきなしていた平成23年8月、管内の大型物品販売店舗において防火区画の閉鎖障害が頻発していることを受け、管内の大型物品販売店舗全店に対し、無通告による緊急査察を実施することとなった。

本稿の違反対象物に出向したところ、昨年物品存置を認めた階段以外にも、防火シャッターの閉鎖障害、防火戸の前の商品陳列等が認められた。当日の現場責任者に対し、現状での火災拡大危険、



違反処理にあたっての現認(平成23年12月26日実況見分時)



現認による違反処理の終結(法第5条の3発令後)

重大な避難障害及び消防法令違反について現場を見ながら説明し、今回の緊急査察の統一指導要領に合わせ、翌日までに改善するよう指示を出し、改善されない場合は消防法第5条の3に基づく命令の対象になる旨を伝えた。また、東京にある当該店舗の本社に対しても、電話にて現在の指導状況及び違反事項の悪質性について連絡をした。

翌日、改善状況の確認に行くと、本社からも担当者が来ていたため立会いを依頼し、指摘事項の改善確認を行った。確認した後、本社の担当者に昨年の立入検査結果通知書交付時の状況について、物品存置の写真を見せながら説明し、今後同様の状況を確認した際には、遅滞なく吏員命令を発動することを伝えた。

ここまでの指導体制からの変遷

消防の是正指導は「原則的には行政指導」を基本としており、立入検査における不備事項については、建物関係者の自発的な是正を促すような注意にとどまり、完全に改善するような厳しい取り組みは行われなかった。また、査察率の向上を目的とするあまり、継続的な是正指導も行えなかつ

た。このような指導体制が、長年、職員に慣例化されてきたことから、違反処理に移行するという認識及び知識が希薄であったことは否めない状況であった。

一方で、近年は地方財政が逼迫し、違反是正推進の人員や行政コストは削減傾向にある。管理職にとっても、この部分は葛藤があったことと思われる。しかし、与えられた権限を適正に行使し、市民の期待に応えるべく違反是正を進めていくのは、消防の責務である。また、無用な法的責任の回避も含めた組織防衛の面からも、重大な消防法令違反に対しては、必要な対処を即刻取ることが必要である。

このような内容を繰り返し職員に説明し、今後は特に人命危険の高い対象物に対しては、厳格な措置を取ることで組織統一された。

二度あることは三度ある

平成23年12月6日に、今回も事前通告をした上で年末特別査察を実施した。前年同様に軽微な違反事項は認められたものの、すぐに改善できる内容であった。立会者が前年と同じ店長であったため、昨年写真の渡し、今後同様の状況を発見した場合は、消防法第5条の3に基づく吏員命令

も辞さない旨の説明をし、今回は無通告で行う立入検査結果通知書交付時に、階段の確認を行う旨を説明し了承を得た。

そして、平成23年12月26日に立入検査結果通知書を手交で交付するため、無通告にて再度当該物品販売店舗へ出向いた。店長不在のため、当日の責任者に交付し、検査当日の内容を説明した後、当該階段の管理状況を確認したところ、2階階段室(下側)には段ボール10箱、什器及び商品等が存置されていた。また、2階階段室(上側)には段ボール20箱及び商品等が存置されていた。

3階階段室には段ボール15箱が存置されている状況であったため、火災が発生したならば避難上重大な支障があると判断し、同日10時30分に査察員名で履行期限を3時間とした物件の除去命令(法第5条の3)を発動した。

帰署後、直ちに予防課長に当該命令を発動した旨の報告を行い、標識を作成した上で、同日13時30分に再度対象物に立ち入り、すべての物件が除去されていることを確認した。なお、物件の除去が確認できたので、公示は行わなかった。

しかし、繰り返し違反で悪質と思われたことや、当該違反が人命危険に直結していることを考慮し、平成23年12月27日付けで、消防署長名で、



釈迦堂遺跡博物館付近から見た桃源郷

芦川町の新道峠から見た富士山(下方に河口湖)



管理権原者に対して消防法第8条に基づく防火管理業務を適正執行するよう警告を発動した。

違反処理の完結

警告書の交付後、店長の異動が2回あった。その都度、消防計画の作成見直しを行い、防火管理体制の充実強化を図り、消防計画の変更届も行った。また、無通告による現地確認を数回行ったが、当該階段を含めて避難施設の物品存置は認められなかった。

平成24年9月10日に、最終確認として無通告により現地確認へ出向いた。過去の現地確認と同様に、各階段室及び避難口周囲も含めて物品存置は認められず、階段室に物品存置に対する注意喚起の標識も自発的に増設されていたことから、同日をもって違反処理の完結とした。

おわりに

地方の小規模消防本部においては、違反処理の経験が少ない、あるいは全く経験のない職員も多く、その背景から違反処理の着手が遅れがちになることは否めない。今回の事例においても、吏員命令の対象でありながら、実際に違反処理に移行するまで約1年かかっている。市民の生命、身体、

財産を守る立場から考えれば、もっと早く決断しなければならなかったという反省もあるが、今回の違反処理を行う中で、多くの職員に経験と知識が蓄積できたことや、重大な違反に対しては時機を逸することなく「違反処理を行う」という組織としての統一が図れたことは、大きな収穫であった。

実際に、本稿の事例の後、平成23年8月の大型物品販売店舗全店に対し無通告による緊急査察をすることの契機となった物品販売店舗において、再度、防火区画の閉鎖障害が認められた際には、スムーズに違反処理に移行し、吏員命令により即時是正させるとともに、本社も含めた防火管理指導により、現在は防火管理体制の充実強化が図られている。

しかし、予防行政の目的は違反処理ではない。今後も、消防の是正指導は「原則的には行政指導」という基本は、忘れてはならないと考える。

また、一度是正させても、継続した維持管理が行われなければ、本来の目的は達成できない。そのためにも、関係者に対して、厳正、誠実、真摯な態度で対応できるよう、適切な接遇についても取り組む必要があると考える。